

鳥羽市水道事業
鳥羽市水道施設管理システム構築業務
プロポーザル実施要領

令和7年5月

鳥羽市水道事業

1. 目的及び趣旨

既存の水道施設管理システムの運用期間が令和7年度末をもって終期を迎えることから、令和8年度から12年度までを運用期間とする新たな水道施設管理システムの構築を目的とする。

また、本業務の委託先の選定にあたっては、水道施設管理システムに関する高い専門知識と豊富な経験を有するものが望ましいことから、本要領により公募型プロポーザル方式で選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 鳥羽市水道施設管理システム構築業務
- (2) 業務内容 鳥羽市全域に係る水道施設管理システムの構築
別紙「鳥羽市水道施設管理システム構築業務 仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月27日まで

3. 本業務に係る上限予算額

本業務おける限度額は、下記の総額の範囲内である。

23,240,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は予算規模を示したものであり、予定価格及び契約額を示すものではない

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、参加資格確認の日において次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。（ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 業務に係る告示日から契約締結の間に鳥羽市建設工事等にかかる指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団やその構成員及びその統制の下にある者でないこと。
- (6) 国税及び地方税で滞納がない者であること。
- (7) 過去5年以内（令和2年4月1日から令和7年3月31日）において、他市で本業務と同種または類似の業務委託を受注し、完了実績を有すること。

5. スケジュール

内 容	日 付
公 告	令和7年5月23日（金）
参加申込締切（業務提案意向確認書提出）	令和7年6月10日（火）
参加資格審査結果通知	令和7年6月12日（木）
質問書受付開始	令和7年6月12日（木）
質問書の提出期限	令和7年6月19日（木）
質問に対する回答期限	令和7年6月23日（月）
提案書、見積書提出期限	令和7年7月 9日（水）
プレゼンテーション実施通知送付	令和7年7月11日（金）
プレゼンテーション実施	令和7年7月【下旬】
審査結果通知	令和7年7月【下旬】
特定業者との契約	令和7年8月【上旬】

※ 上記日程については変更の可能性がある。

6. 参加申込について

参加を希望するものは、業務提案意向確認書（様式第1号）に以下の書類を添え、期日までに鳥羽市水道課へ郵送（簡易書留）または持参にて提出すること。

- ① 会社概要（様式第2号）
- ② 同種または類似業務の実績（様式第3号）
- ③ 法人税、消費税等の国税の滞納がないことの証明書
- ④ 市税、県税等の地方税の滞納がないことの証明書

7. 参加資格の審査について

応募者の参加資格は、参加資格確認の日において、参加要件を全て満たしていることを、参加資格審査書類に基づき事務局において確認し、その結果を参加資格審査結果通知書にて通知する。

8. 提案書の提出について

- （1）提出する様式及び提案書、添付書類等は次のとおりとし、期日までに鳥羽市水道課へ郵送（簡易書留）または持参にて提出すること。

【様式】

参加表明書兼提案提出書（様式第4号）

【添付書類等】

- ① 提案書
- ② 財務諸表（貸借対照表・損益計算書・勘定科目の内訳書）※各直近3期分のもの
- ③ 登記簿謄本（法人登記）
- ④ 見積書（「10. 見積書について」参照）

- （2）提案書は、任意様式とし、仕様書及び審査項目及び配点表に基づき作成すること。な

お、提案書のページ数に制限はないが、可能な限り要点記載を心がけページ数の削減に努めること。

(3) 提出部数はそれぞれ正本1部、副本10部とする。

9. 質問及び回答

本プロポーザルに関して質問があるときは、質問書（様式第6号）を作成し、下記により提出すること。

(1) 受付期間

令和7年6月19日（木）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出方法

下記「17. 書類等の提出先及び問合せ先」に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、質問書（様式第6号）を添付し、メール送信後、到着確認のため提出先に電話連絡すること。

(3) 質問に対する回答

令和7年6月23日（月）までにすべての参加者にFAX又は電子メールにて行う。

質疑に対する個別の回答は行わない。また、回答に対する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

10. 見積書について

鳥羽市水道施設管理システム構築業務に係る経費の見積書を提出すること。見積金額は、消費税及び地方消費税を除き、総額を記載すること。

11. プレゼンテーションについて

令和7年7月【下旬】

提案書を提出した者に対し、プレゼンテーション（30分）及び質疑応答（20分）を実施する。実施日時等の詳細については後日通知する。

12. 審査について

(1) 発注者が設置する「鳥羽市水道施設管理システム構築業務プロポーザル委員会」（以下「委員会」という。）において審査する。

(2) 「鳥羽市水道施設管理システム構築業務プロポーザル審査要領」に基づき審査を行う。

(3) 審査項目に対して審査委員ごとに審査を行い、その提案評価点の合計と見積金額評価点を合わせて算出した「総合評価点」が高いものを候補者とし、次に得点が高いものを次点とする。

(4) 評価の結果、総合評価点が最も高い場合であっても、委員の過半数が高得点でない場合は、審査会で協議の上、候補者を選定する場合がある。

13. 失格要件

次の項目に該当する提案については失格とする。

- (1) 2以上の提案をしたとき。
- (2) 提案書が他人の企画案を代理したとき。
- (3) 本提案に対して談合等の不正行為があったとき。
- (4) 提案書の住所、氏名、印章、もしくは重要な文字の誤脱又は判読しがたい提案書及び見積金額を訂正したとき。
- (5) 契約締結前に指名停止となったとき。

14. プロポーザルの瑕疵

- (1) プロポーザルに関する全ての提案書類及び申告内容に瑕疵があると判明したときは、その瑕疵について委員会で協議のうえ参加者の取扱いについて決定するものとする。
- (2) 委員会は必要に応じて参加者に対し(1)の瑕疵についてヒアリングを行うことができる。
- (3) 委員会は(1)の瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公平性、公正性を著しく損なう恐れがあると認めた場合は、既に決定した事項を取り消すことができる。

15. 契約について

- (1) 候補者と地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に規定する随意契約条件を満たすものとして随意契約を行うものとする。
- (2) 候補者に契約を履行できない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、総合点数が上位であったものから順に該当業務の交渉を行うことができる。
- (3) 候補者との間で、委託契約の内容に関する協議が成立しない場合、候補者が欠格した場合は次点の応募者と協議を行う。

16. その他

- (1) 費用の負担及び提出書類の非返却
提案書類の作成等に係る費用については提案書提出者の負担とし、提出された提案書については返却しないものとする。
- (2) 提案書の非公開
提出された提案書については公開しないものとする。
- (3) 提案書作成のために水道課から配布された全ての資料については、他の使用に供してはならない。

17. 書類等の提出先及び問合せ先

- (1) 鳥羽市水道施設管理システム構築業務に関する書類等の提出先は、全て以下のとおりとする。

鳥羽市役所水道課

〒517-0022 三重県鳥羽市大明東町1番6号

TEL : 0599-26-2780

FAX : 0 5 9 9 - 2 6 - 5 8 7 4

E-mail : suidou@city.toba.lg.jp

- (2) 書類の提出方法は原則持参または郵送とする。
- (3) 受付時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までとする。